

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定により、医療法人公仁会 姫路中央病院訪問看護ステーションは近畿厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定によるオンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは以下の取り組みを実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定するオンライン請求の実施。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定するオンライン資格確認を行う体制管理。
3. 医療 DX 推進の体制に関する以下の事項を訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示。
 - (ア) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施。
 - (イ) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供。
4. 3 の掲示事項についてウェブサイトに掲載。

以上

2024 年 12 月 2 日

医療法人公仁会

姫路中央病院訪問看護ステーション